

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号。以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第4条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあった地区と内容

（1）地区名

小日向台町町会地区（防犯対策を推進する地区）

（2）団体名及び代表者

小日向台町町会 会長 酒井 美津子 氏

（3）申請内容

別紙申請書参照

（4）地区の範囲

小日向二丁目1番～10番、25番（1～14号）、26番～31番、小日向三丁目5番～17番、18番（1～6号）、音羽一丁目10番（1～12号）及び11番～12番

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和3年10月1日 推進地区指定の申請

令和3年10月 第43回安全・安心まちづくり協議会開催（書面審議）

令和3年11月30日から令和4年1月4日まで 該当地域の区民意見聴取

令和3年 1月 推進地区指定の決定

（注）防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

別記様式第1号（第4条関係）

令和3年10月1日

文京区長 殿



団体名 小日向台町町会
代表者 氏名 酒井 美津子
住所 文京区小日向3-10-8
連絡先 090-3215-4770

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

小日向台町町会は、文京区西部の小日向台地に存在する低中層の住宅市街地で、緑豊かな良好な住環境の地域に位置しています。
防犯、防災・防火、交通安全に関する町会活動について、これを期に地域住民同士の絆を再構築させ、これまで以上に前向きな取り組みとしていくための一環として、安全・安心なまちづくり推進地区の指定申請を行うことにしました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

小日向台町町会の近くには多くの学校施設を抱えており、幼児から学生に至るまで多くの子ども達も地区内を行き来しております。
そのため、当町会では、高齢者だけでなく、子ども達の安全を第一に考え、毎月防犯パトロール活動を実施しております。また、町会掲示板に「防犯パトロール中」ポスターの掲示や町会だよりの発行によって地域住民に対する防犯意識の醸成に力を入れております。
今回の推進地区指定により、住民間の連携を強化し、防犯だけでなく、災害時の町会活動の能力向上につながる効果を期待しています。安全で安心できる生活環境を守るため、防犯対策に取り組む地区としての指定を希望するものです。
指定希望範囲：別添地図参照

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

小日向台町町会地区

4 指定を希望する期間

指定後 5 年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況 (詳細に記載)

(1) これまでの地域活動 (実績)

①春と秋の全国交通安全運動に参加

各日 7~8 人で午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間、分散し横断歩道で小学生等の交通安全と啓蒙を実施している。

②防犯パトロール (2007 年 9 月より実施)

2 回/月 大塚警察署防犯係と協力し、2 班に分かれ巡回しており、パトロール中、防災無線機での交信テストや、特殊詐欺被害防止のためハンドマイクで呼びかけを実施している。

③掲示板使用・「町会だより」

防犯、防災・防火、交通安全のお知らせ・啓蒙を実施している。また、「防犯パトロール中」ポスターの掲示を行っている。

④歳末夜警・火の用心

毎年 12/25~29 の 5 日間の期間で実施している。前半 2 日間は、町会内の親子 (20~25 組) を中心にパトロールを実施し、後半の 3 日間は、町会役員・有志により限らずパトロールを実施しており、町会内の人的交流促進と将来世代の育成も行っている。

⑤災害時対応装備品検討委員会の設置

⑥PTA による通学路の防犯カメラ設置 (教育委員会) への協力活動

交通安全運動時における通学路の危険箇所摘出への意見を述べている。

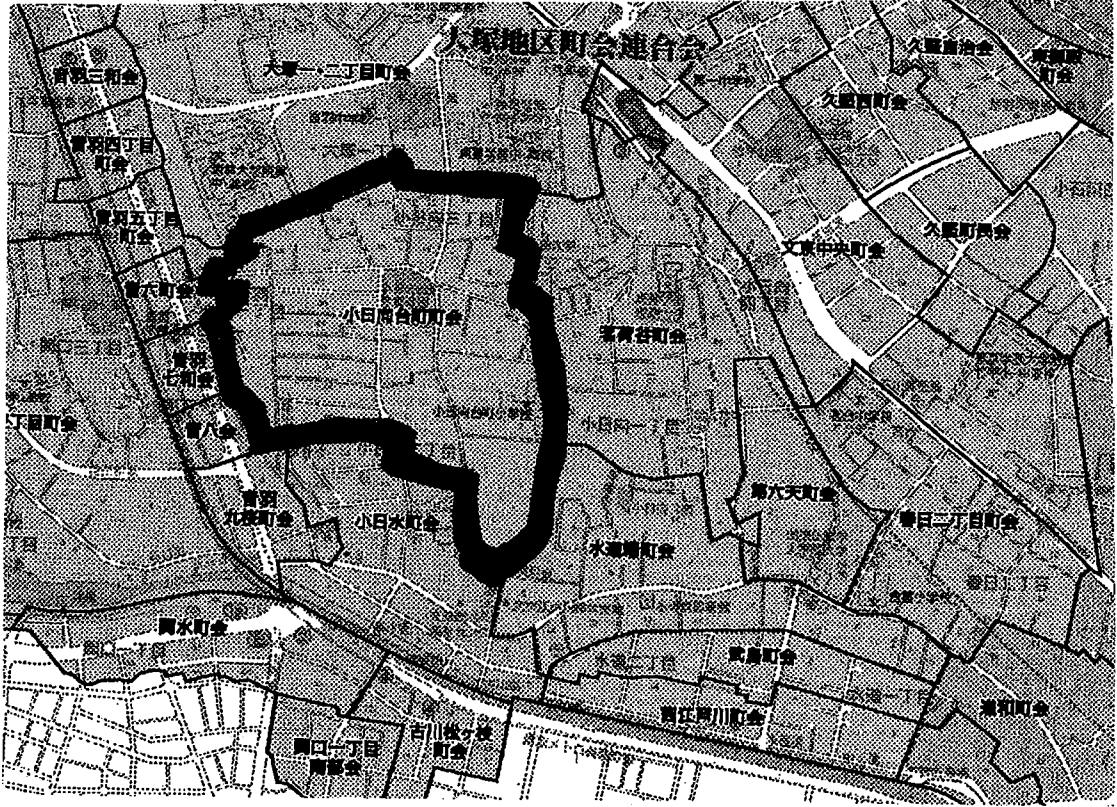
⑦公園に防犯カメラ設置 (みどり公園課) への協力活動

(2) 今後の活動内容 (予定又は今後の希望)

①上記 (1) の活動を今後も継続・拡充していく。

②大塚警察署の署員と協力し、特殊詐欺被害撲滅の観点から町内高齢者宅を訪問しての被害防止の呼びかけと民生委員とも連携した災害時の対応を考えていく。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること



大塚警察署 推進地区指定における所見【小日向台町町会地区】

小日向台町町会地区は、周囲を坂に囲まれた、東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅と東京メトロ有楽町線江戸川橋駅の間付近の高台に位置しています。

この地域には、商業施設はなく、名著「武士道」を執筆し五千円札の肖像となった新渡戸稲造博士が晩年住んでいた旧居跡など、大塚署管内の中でも古くから多くの著名な方々が住居を構えた住宅街です。

近年、大塚署の管内では、大塚地域、目白台地域、小日向地域への特殊詐欺の予兆電話、いわゆる「アポ電」が非常に多く入電しています。

「アポ電」が入電した地域では、重点的に車両によるマイク広報や無人 ATM 警戒など、諸対策を講じているところですが、同地区をはじめ小日向地域全体では、被害者が受取役の犯人に対し自宅で現金やキャッシュカードを手交してしまう被害が度々発生している状況です。

同地区の周辺地区では、安全・安心まちづくり推進地区の指定を受けて、地域が一体となって防犯活動をはじめとする推進地区の活動に取り組むことで、住民間の連携が生まれ、犯罪抑止効果が高まりや捜査網が広がりへと繋げていければ、犯人の早期検挙に繋がると期待いたします。

小日向台町町会地区の推進地区の指定について、大塚警察署からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

大塚警察署生活安全課防犯係